新潟県条例第52号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（新潟県建築審査会条例の一部改正）

第１条　新潟県建築審査会条例（昭和46年新潟県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。）に改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
（趣旨） **第１条**　この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第83条の規定に基づき、新潟県建築審査会（以下「審査会」という。）の組織及び<u>運営</u>について必要な事項を定めるものとする。 **第２条**　（略） <u>（委員の任期）</u> <u>**第２条の２**　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> <u>２　委員は、再任されることができる。</u> <u>３　委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。</u>	（趣旨） **第１条**　この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第83条の規定に基づき、新潟県建築審査会（以下「審査会」という。）の組織及び<u>議事</u>について必要な事項を定めるものとする。 **第２条**　（略）

（新潟県手数料条例の一部改正）

第２条　新潟県手数料条例（平成12年新潟県条例第５号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改　　正　　後

別表（第３条関係）

(1)～(4)　（略）

(5)　農林水産部関係

	対象となる事務	名称	区　分	金　額
（略）				
３	農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第２項の規定に基づく登録検査機関の登録の申請に対する審査	登録検査機関登録申請手数料		１件につき150,000円
４	農産物検査法第18条第３項において準用する同法第17条第２項の規定に基づく	登録検査機関登録更新申請手数		１件につき10,100円

改　　正　　前

別表（第３条関係）

(1)～(4)　（略）

(5)　農林水産部関係

	対象となる事務	名称	区　分	金　額
（略）				
３から７まで	削除			

	登録検査機関の登録の更新の申請に対する審査	料		
5	農産物検査法第19条第３項において準用する同法第17条第２項の規定に基づく登録検査機関の変更登録の申請に対する審査	登録検査機関変更登録申請手数料	(1) 農産物検査法第17条第４項第４号の登録の区分の増加に係るもの	１件につき150,000円
			(2) 農産物検査法第17条第４項第３号の農産物の種類又は同項第５号の区域の増加に係るもの	１件につき30,000円
6及び7	削除			

（略）

(6)～(9)　（略）

（新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正）

第３条　新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成12年新潟県条例第８号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号（以下この条において「移動別表細目号」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号（以下この条において「移動後別表細目号」という。）が存在する場合には当該移動別表細目号を当該移動後別表細目号とし、移動別表細目号に対応する移動後別表細目号が存在しない場合には当該移動別表細目号（以下この条において「削除別表細目号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の号の表示及び削除別表細目号を除く。以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の号の表示を除く。）に改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
別表（第２条関係） (1)・(2)　（略） (3) 県民生活・環境部関係	**別表**（第２条関係） (1)・(2)　（略） (3) 県民生活・環境部関係

事　　務	市町村
（略）	
15の２　農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（自然公園法第20条第５項に規定する環境大臣に協議しなければならない行為に係るものを除き、自然公園法施行令附則第３項第１号イからホまでに規定する行為以外の行為に係るものに限る。） (1) 法第７条第４項第８号の規定による設備整備計画の認定の同意 (2) 法第８条第４項において準用する法第７条第４項第８号の規定による設備整備計画の変更の認定の同意	（略）
（略）	

(4)　（略）

(5) 福祉保健部関係

事　　務	市町村
（略）	
14　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下この項において「法」という。）、新潟県認定こども園の要件等に関する条例（平成18年新潟県条例第67号。以下この項において「条例」という。）並びに法及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(4)　（略） (5)　（略） (6)　（略） (7)　（略） (8)　（略） (9)　（略） (10)　（略） (11)　（略） (12)　（略） (13)　（略） (14)　（略） (15)　（略）	（略）

事　　務	市町村
（略）	
15の２　農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（自然公園法第20条第５項に規定する環境大臣に協議しなければならない行為に係るものを除き、自然公園法施行令附則第３項第１号イからホまでに規定する行為以外の行為に係るものに限る。） (1) 法第７条第４項第９号の規定による設備整備計画の認定の同意 (2) 法第８条第４項において準用する法第７条第４項第９号の規定による設備整備計画の変更の認定の同意	（略）
（略）	

(4)　（略）

(5) 福祉保健部関係

事　　務	市町村
（略）	
14　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下この項において「法」という。）、新潟県認定こども園の要件等に関する条例（平成18年新潟県条例第67号。以下この項において「条例」という。）並びに法及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(4)　（略） (5) 法第５条第２項の規定による有効期間の更新 (6)　（略） (7)　（略） (8)　（略） (9)　（略） (10)　（略） (11)　（略） (12)　（略） (13)　（略） (14)　（略） (15)　（略） (16)　（略） (17)　条例第６条の規定による意見の聴取	（略）

改正後	改正前
(6)・(7)　(略) (8) 農地部関係 事務 ／ 市町村 (略) ３の２　農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの ／ (略) (1) 法第７条第４項第１号の規定による設備整備計画（法第７条第９項第１号に掲げる行為に係るものを除く。第３号において同じ。）の認定の同意 (2)　(略) (3) 法第８条第４項において準用する法第７条第４項第１号の規定による設備整備計画の変更の認定の同意 (略) (9)　(略)	(6)・(7)　(略) (8) 農地部関係 事務 ／ 市町村 (略) ３の２　農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの ／ (略) (1) 法第７条第４項第２号の規定による設備整備計画（法第７条第９項第１号に掲げる行為に係るものを除く。第３号において同じ。）の認定の同意 (2)　(略) (3) 法第８条第４項において準用する法第７条第４項第２号の規定による設備整備計画の変更の認定の同意 (略) (9)　(略)

（新潟県知事の権限に属するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等に基づく事務の処理の特例に関する条例の一部改正）

第４条　新潟県知事の権限に属するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等に基づく事務の処理の特例に関する条例（平成12年新潟県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下この条において「移動号細目」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下この条において「移動後号細目」という。）が存在する場合には当該移動号細目を当該移動後号細目とし、移動号細目に対応する移動後号細目が存在しない場合には当該移動号細目を削る。

改正後	改正前
（新潟市が処理する事務の範囲） **第２条**　次に掲げる事務（新潟市の区域に係るものに限る。）は、新潟市が処理することとする。 (1)～(7)　(略) (8) 医療法（昭和23年法律第205号。以下この号において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの ア～エ　(略)	（新潟市が処理する事務の範囲） **第２条**　次に掲げる事務（新潟市の区域に係るものに限る。）は、新潟市が処理することとする。 (1)～(7)　(略) (8) 医療法（昭和23年法律第205号。以下この号において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの ア～エ　(略) オ　法第７条第２項の規定による医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第１条の14第３項に規定する事項（同条第１項第14号に掲げる事項を除く。）の変更の許可（病床数又は病床の種別の変更に係るものを除く。） カ　法第12条第１項ただし書の規定による開設者自身の管理免除の許可 キ　法第12条第２項の規定による管理者兼任の許可 ク　法第15条第３項の規定によるエックス線装置等の届出の受理 ケ　法第16条ただし書の規定による医師の宿直

	免除の許可 コ　法第18条ただし書の規定による専属薬剤師設置免除の許可 サ　法第27条の規定による検査及び許可証の交付（病床数又は病床の種別の変更以外の変更に係るものに限る。） シ　医療法施行令（昭和23年政令第326号）第４条第１項の規定による開設者の住所等の変更の届出の受理 ス　医療法施行令第４条の２の規定による開設後の届出の受理 セ　（略）
オ　（略） (9)～(21)　（略）	(9)～(21)　（略）

（新潟県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例の一部改正）

第５条　新潟県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例（平成12年新潟県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号を削り、同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改　正　後	改　正　前
（事務処理の特例） **第３条**　地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の２第１項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品、医療機器又は再生医療等製品に係るものを除く。）は、新潟市が処理することとする。 (1)～(7)　（略） (8)及び(9)　削除 (10)～(36)　（略）	（事務処理の特例） **第３条**　地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の２第１項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品、医療機器又は再生医療等製品に係るものを除く。）は、新潟市が処理することとする。 (1)～(7)　（略） (8)　削除 (9)　法第39条の２第２項ただし書の規定による実務従事の許可 (10)～(36)　（略）

（新潟県認定こども園の要件等に関する条例の一部改正）

第６条　新潟県認定こども園の要件等に関する条例（平成18年新潟県条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動後条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には当該移動条を削る。

改　正　後	改　正　前
	（市町村との連携） **第６条**　知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、関係する市町村の長の意見を聴くものとする。 (1)　法第５条第３項に規定する有効期間を更新するとき。 (2)　その他知事が必要と認めるとき。
第６条　（略）	**第７条**　（略）
第７条　（略）	**第８条**　（略）

附　則

（施行期日等）

1　この条例は、平成28年４月１日から施行する。

2　この条例及び県から市町村への事務の移譲に伴う関係条例の整備に関する条例（平成27年新潟県条例第53号。以下「整備条例」という。）に同一の条例の規定についての改正がある場合において、当該改正が同一の日に施行されるときは、当該条例の規定は、整備条例によってまず改正され、次いでこの条例によって改正されるものとする。